

認知症予防支援相談士の皆さまへ ～認知症予防の最新情報の提供について～

認知症予防の問題は、国政をはじめ多くの分野で重要な課題となっており、新しい動きが相次いでおります。「認知症予防支援相談士試験公式テキスト」の補完を兼ねて、以下のとおりお知らせいたします。今後、皆さま方の活動の参考にしてください。

★ 認知症施策推進大綱(認知症の人との共生とその予防をめざして)

2019年6月、政府は、「認知症施策推進大綱」を決定し、認知症との共生と合わせて、その「予防」を施策の二本柱として位置づけました。その中で、「70歳代での認知症の発症を10年間で1歳遅らせる」という目標が示されました。その概要は、次のとおりです。詳しくは、厚生労働省のホームページをご参照ください。

(1) 基本的な考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する。

*「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持つことで、認知症となっても同じ社会で共に生きるということ。

*「予防」とは、認知症にならないという意味ではなく、「認知症になることを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ということ。

(2) 普及啓発と本人発信の支援

地域や職域において、認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進める。このため、認知症の人と接触することの多い企業の従業員向けの養成講座の開催を進める。

*2025年度末までに400万人の養成をめざす。

地域に暮らす認知症の人が本人自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持ちながら前向きに暮らす姿などの発信を支えていく。

(3) 予防

*地域において高齢者が身近に通える場(市民農園や公民館などの通いの場)を拡充するとともに、一般住民や高齢者全般を対象に、整備されている社会への参加活動や学習などの場を認知症の予防のために積極的に活用していく。

*エビデンスの収集・分析を進め、認知症予防に関する活動の進め方の手引きを作成する。

- * 自治体などの認知症の予防に関する取組み・活動事例を収集して、その普及を進める。
- * 認知症の予防に資すると考えられる民間の商品やサービスを評価し、認証する仕組みを検討する。
- (4) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - * 認知機能の低下が見られる人(MCIを含む)や、認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるように、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員などとの相互の連携を強化して、さらなる質の向上を図る。
 - * 妄想・徘徊などの行動・心理症状(BPSD) 予防に関するガイドラインを作成し周知することにより、BPSD の予防と適切な対応を推進する。
 - * 認知症の人やその介護者となった家族などが集う「認知症カフェ」や、「家族教室」、さらには家族同士の「ピア活動」などの取組みを推進し、家族の介護の負担軽減を図る。
- (5) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加の支援
 - * 公共施設の利用や、生活のあらゆる場面(移動、買い物、金融手続きなど)で、認知症になってからでも住み慣れた地域で普通に暮らしていけるように、障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組みを推進する。
 - * 認知症への取組みを実施している企業などに対する認証や表彰制度の創設を検討するとともに、認知症バリアフリーに役立つ商品やサービスの開発を促す。
 - * 若年性認知症支援コーディネーターの充実などにより、支援及び相談に的確に応じる体制を強化するとともに、企業やハローワークなどと連携し就労継続の支援を行う。介護保険法に基づく地域支援事業などの活用により、認知症の人の社会参加活動を促進する。
- (6) 研究開発など
 - * 認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなどについて、さまざまな病態や進行度合いのステージを対象に研究開発を進める。
 - * 認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器などの検証、評価指標の確立を図る。
 - * 認知症の人が、以上の研究・開発の治験に参加できるように登録の仕組みを構築する。

こうした研究・開発の成果を官民連携、イノベーションなどを通して産業化を進めていく。